福井大学医学部附属病院受託実習生受入規程

平成16年４月１日
福大医病規程第23号

（趣旨）

第１条　この規程は，福井大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における受託実習生の受入れについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において「受託実習生」とは，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の長から，病院における実習を委託された当該養成機関等の学生，生徒等をいう。

（申請）

第３条　養成機関等の長は，学生，生徒等の実習を病院に委託しようとするときは，実習委託申請書（別紙様式第１）により，実習開始日の１月前までに病院長に願い出なければならない。

（許可）

第４条　病院長は，前条の規定による申請があったときは，病院の業務に支障がない場合に限り，実習を許可することができる。

２　病院長は，実習を許可したときは，受託実習生受入許可書（別紙様式第２）を交付するものとする。

（実習期間）

第５条　実習期間は１年以内とし，実習を許可する日の属する会計年度を超えることができない。

（実習料）

第６条　受託実習生の実習料は，１人につき日額3,300円とする。ただし，薬剤師の養成を目的とする受託実習生に係る実習料の額は，受託実習生１人につき１週間毎26,190円とし，実習期間が１週間に満たない場合は現実習日数を基礎として日割りによって実習料を算出する。

２　前項の規定にかかわらず，実習料等の額に関して当該受託実習生の養成機関等の長から申出があり，病院長が適当であると判断した場合は，当該申出の額をもって実習料等の額とすることができる。

３　養成機関等の長は，第４条の規定により実習を許可されたときは，原則，許可された期間に係る実習料の全額を実習の開始前に納入しなければならない。

４　前項の実習料を実習の開始前までに納入しない場合は，病院長は，受託実習生の受入れの許可を取り消す場合がある。

５　既納の実習料は，還付しない。ただし，病院長が特に認める場合は,この限りではない。

（受託実習生の責務）

第７条　受託実習生は，本院の諸規則を守り，病院長の指示に基づいて実習をしなければならない。

（実習証明書の交付）

第８条　病院長は，養成機関等の長から当該実習に係る証明の願い出があったときは，証明書を交付することができる。

（許可の取消し等）

第９条　受託実習生が第７条の規定に違反し，又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは，病院長は，当該受託実習生の実習を停止させ，又は第４条の許可を取り消すことができる。

（雑則）

第１０条　この規程に定めるもののほか，受託実習生に関し必要な事項は，病院長が定める。

附　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年４月１日福大医病規程第34号）

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年４月１日福大医病規程第61号）

この規程は，平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成21年７月23日福大医病規程第９号）

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月25日福大医病規程第４号）

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年12月24日福大医病規程第13号）

この規程は，平成22年12月24日から施行する。

附　則（平成26年３月27日福大医病規程第５号）

この規程は，平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成29年２月23日福大規程第49号）

この規程は，平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年２月22日福大規程第34号）

この規程は，平成30年２月22日から施行し，平成30年２月１日から適用する。

附　則（令和元年９月26日福大規程第124号）

この規程は，令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和２年12月24日福大規程第137号）

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月27日福大規程第40号）

この規程は，令和５年５月１日から施行する。

附　則（令和６年６月27日福大規程第88号）

この規程は，令和６年７月１日から施行する。

附　則（令和８年10月22日福大規程第60号）

この規程は，令和９年４月１日から施行する。

別紙様式